

平成25年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1 三重県の民間企業における雇用状況（法定雇用率2.0%）	
（1）概況	14
（2）企業規模別の雇用状況	15
（3）産業別の雇用状況	16
（4）障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	20
（5）都道府県別の実雇用率等の状況	21
2 三重県の地方公共団体等における障害者の在職状況	
（1）県の機関（法定雇用率2.3%）	22
（2）市町の機関（法定雇用率2.3%）	23
（3）県教育委員会の状況（法定雇用率2.2%）	24

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
民間企業	企業 989 (877)	人 168,951.0 (165,042.5)	人 589 (581)	人 155 (132)	人 1,209 (1,156)	人 322 (268)	人 2,703.0 (2,584.0)	人 291.0 (267.5)	% 1.60 (1.57)	企業 459 (440)	% 46.4 (50.2)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
民間企業	人 2,703.0 (2,584.0)	人 477 (478)	人 113 (103)	人 867 (842)	人 172 (138)	人 2,020.0 (1,970.0)	人 163.5 (186.0)	人 112 (103)	人 42 (29)	人 232 (224)	人 84 (72)	人 540.0 (495.0)	人 101.5 (41.5)	人 110 (90)	人 66 (58)	人 143.0 (119.0)	人 26.0 (40.0)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成24年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成24年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者					
規模計	企業 989 (877)	人 168,951.0 (165,042.5)	人 589 (581)	人 155 (132)	人 1,209 (1,156)	人 322 (268)	人 2,703.0 (2,584.0)	人 291.0 (267.5)	% 1.60 (1.57)	企業 459 (440)	% 46.4 (50.2)
50～100人未満	企業 489 (391)	人 33,777.5 (28,743.0)	人 89 (81)	人 46 (32)	人 262 (225)	人 75 (59)	人 523.5 (448.5)	人 78.0 (49.0)	% 1.55 (1.56)	企業 243 (201)	% 49.7 (51.4)
100～300人未満	373 (356)	58,232.0 (55,925.5)	176 (165)	42 (34)	383 (377)	130 (91)	842.0 (786.5)	78.5 (97.5)	1.45 (1.41)	160 (178)	42.9 (50.0)
300～500人未満	78 (81)	27,128.0 (28,464.5)	100 (102)	21 (14)	203 (199)	35 (29)	441.5 (431.5)	46.0 (29.0)	1.63 (1.52)	32 (37)	41.0 (45.7)
500～1,000人未満	37 (36)	23,447.0 (22,513.0)	89 (83)	27 (28)	177 (159)	38 (43)	401.0 (374.5)	31.5 (32.0)	1.71 (1.66)	19 (18)	51.4 (50.0)
1,000以上	12 (13)	26,366.5 (29,396.5)	135 (150)	19 (24)	184 (196)	44 (46)	495.0 (543.0)	57.0 (60.0)	1.88 (1.85)	5 (6)	41.7 (46.2)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					f. うち新規雇用分	③ 知的障害者の数					f. うち新規雇用分	④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 軽度以外の知的障害者	d. 軽度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	2,703.0 (2,584.0)	477 (478)	113 (103)	867 (842)	172 (138)	2,020.0 (1,970.0)	163.5 (186.0)	112 (103)	42 (29)	232 (224)	84 (72)	540.0 (495.0)	101.5 (41.5)	110 (90)	66 (58)	143.0 (119.0)	26.0 (40.0)
50～100人未満	523.5 (448.5)	72 (64)	31 (22)	179 (162)	34 (20)	371.0 (322.0)		17 (17)	15 (10)	58 (54)	21 (25)	117.5 (110.5)		25 (9)	20 (14)	35.0 (16.0)	
100～300人未満	842.0 (786.5)	138 (132)	31 (25)	278 (273)	70 (51)	814.0 (687.5)		40 (33)	11 (9)	68 (62)	33 (20)	175.5 (147.0)		39 (42)	27 (20)	52.5 (52.0)	
300～500人未満	441.5 (431.5)	86 (88)	14 (12)	158 (156)	24 (17)	356.0 (352.5)		14 (14)	7 (2)	30 (29)	3 (3)	66.5 (60.5)		15 (14)	8 (9)	19.0 (18.5)	
500～1,000人未満	401.0 (374.5)	81 (74)	19 (21)	127 (121)	19 (27)	317.5 (303.5)		8 (9)	8 (7)	37 (30)	14 (10)	98.0 (60.0)		13 (8)	5 (6)	15.5 (11.0)	
1,000以上	495.0 (543.0)	102 (120)	18 (23)	127 (130)	25 (23)	361.5 (404.5)		33 (30)	1 (1)	39 (49)	13 (14)	112.5 (117.0)		18 (17)	6 (9)	21.0 (21.5)	

注 1(1)②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	(1) 企業数	(2) 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	(3) 障害者の数				E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用 分	(4) 実雇用率 E÷(2)×100	(5) 法定雇用率 達成企業の数	(6) 法定雇用率 達成企業の 割合
			A. 重度身体 障害者及び重 度の知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重 度の知的障害者 である短時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 重度以外の 身体障害者及 び知的障害者 並びに精神障 害者である短時 間労働者					
産業計	企業 989 (877)	168,951.0 (165,042.5)	589 (581)	155 (132)	1,209 (1,156)	322 (268)	2,703.0 (2,584.0)	291.0 (267.5)	1.60 (1.57)	459 (440)	46.4 (50.2)
農、林、漁業	4 (4)	419.0 (449.0)	1 (1)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	5.0 (5.0)	0.0 (0.0)	1.19 (1.11)	1 (1)	25.0 (25.0)
鉱業、採石業、 砂利採取業	3 (1)	576.0 (328.5)	2 (1)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	8.0 (2.0)	1.0 (0.0)	1.39 (0.81)	1 (0)	33.3 (0.0)
建設業	28 (24)	2614.0 (2409.0)	9 (8)	1 (0)	20 (16)	2 (0)	40.0 (32.0)	8.5 (4.0)	1.53 (1.33)	14 (12)	50.0 (50.0)
製造業	337 (310)	60894.5 (60553.5)	234 (215)	28 (17)	487 (443)	53 (47)	980.5 (913.5)	69.0 (82.5)	1.62 (1.51)	173 (165)	51.3 (53.2)
電気・ガス・熱供給・水道業	2 (3)	229.5 (313.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)	0.44 (0.32)	0 (1)	0.0 (33.3)
情報通信業	16 (15)	2570.5 (2529.5)	6 (7)	1 (1)	11 (10)	2 (2)	25.0 (26.0)	3.0 (3.0)	0.97 (1.03)	5 (6)	31.3 (40.8)
運輸業、郵便業	82 (73)	12716.5 (12197.0)	33 (31)	5 (6)	115 (111)	18 (16)	195.0 (187.0)	15.0 (12.5)	1.53 (1.53)	37 (43)	45.1 (58.9)
卸売業、小売業	112 (97)	18216.0 (20496.0)	48 (63)	20 (20)	108 (128)	45 (44)	246.5 (296.0)	37.5 (21.0)	1.35 (1.44)	37 (36)	33.0 (37.1)
金融業、保険業	11 (11)	8462.5 (8482.5)	29 (33)	9 (9)	53 (43)	12 (7)	126.0 (121.5)	17.0 (13.0)	1.49 (1.43)	1 (1)	9.1 (9.1)
不動産業、 物品賃貸業	8 (7)	1198.5 (1126.0)	5 (2)	0 (0)	3 (4)	1 (1)	13.5 (8.5)	7.0 (0.0)	1.13 (0.76)	3 (2)	37.5 (28.6)
学術研究、開発・ 技術サービス業	11 (10)	1629.5 (1557.5)	4 (4)	2 (2)	11 (9)	5 (2)	23.5 (20.0)	1.0 (3.5)	1.44 (1.28)	6 (6)	54.5 (60.0)
宿泊業、飲食 サービス業	24 (21)	8908.0 (8453.5)	28 (28)	17 (17)	40 (34)	33 (31)	129.5 (122.5)	9.0 (12.5)	1.87 (1.50)	12 (14)	50.0 (66.7)
生活関連サービス業、娯楽業	28 (28)	6172.0 (6130.0)	28 (34)	6 (5)	42 (43)	12 (8)	110.0 (120.0)	9.5 (13.5)	1.78 (1.96)	7 (7)	25.0 (25.0)
教育、学習支援業	17 (12)	2432.0 (1628.5)	3 (3)	0 (0)	12 (10)	0 (1)	18.0 (16.5)	0.0 (0.0)	0.74 (0.90)	4 (3)	23.5 (25.0)
医療、福祉	188 (156)	28181.5 (25288.5)	125 (113)	54 (42)	217 (216)	113 (90)	577.5 (529.0)	88.5 (78.5)	2.05 (2.09)	106 (96)	56.4 (61.5)
複合サービス業	15 (18)	4752.0 (4718.5)	14 (16)	3 (4)	37 (30)	2 (1)	60.0 (68.5)	3.5 (2.0)	1.45 (1.41)	8 (9)	50.0 (50.0)
サービス業	102 (87)	10979.0 (10195.0)	20 (22)	8 (8)	66 (56)	24 (18)	126.0 (117.0)	21.5 (21.5)	1.15 (1.15)	44 (38)	43.1 (43.7)

注 1 (1)①の表と同じ
※ 平成21年分における産業別はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	①障害者の数	②身体障害者の数					f.うち新規雇用分	③知的障害者の数					f.うち新規雇用分	④精神障害者の数			f.うち新規雇用分
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c+d×0.5		a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c+d×0.5		c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.計 c+d×0.5	
産業計	2703.0 (2584.0)	477 (478)	113 (103)	867 (842)	172 (138)	2,020.0 (1,970.0)	163.5 (152.0)	112 (103)	42 (29)	232 (224)	84 (72)	540.0 (495.0)	101.5 (52.0)	110 (90)	66 (58)	143.0 (119.0)	26.0 (53.0)
農、林、漁業	5.0 (5.0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	2.0 (2.0)		1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3.0 (3.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
鉱業、炭石業、砂利採取業	8.0 (2.0)	2 (1)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	7.0 (2.0)		0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	40.0 (32.0)	8 (8)	1 (0)	20 (16)	1 (0)	37.5 (32.0)		1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2.0 (0.0)		0 (0)	1 (0)	0.5 (0.0)	
製造業	989.5 (913.5)	199 (193)	22 (13)	299 (289)	33 (29)	735.5 (702.5)		35 (22)	6 (4)	130 (126)	15 (14)	213.5 (191.0)		38 (28)	5 (4)	40.5 (30.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	1.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
情報通信業	25.0 (28.0)	6 (7)	1 (1)	8 (8)	0 (0)	21.0 (23.0)		0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)		2 (2)	2 (2)	3.0 (3.0)	
運輸業、郵便業	195.0 (187.0)	32 (31)	4 (6)	97 (99)	15 (12)	172.5 (173.0)		1 (0)	1 (0)	8 (7)	3 (1)	12.5 (7.5)		10 (5)	0 (3)	10.0 (6.5)	
卸売業、小売業	246.5 (296.0)	35 (43)	11 (15)	73 (90)	29 (26)	168.5 (204.0)		13 (20)	9 (5)	28 (32)	11 (11)	68.5 (82.5)		7 (6)	5 (7)	8.5 (9.5)	
金融業、保険業	126.0 (121.5)	28 (31)	9 (9)	48 (39)	10 (7)	118.0 (113.5)		1 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	3.0 (5.0)		4 (3)	2 (0)	5.0 (3.0)	
不動産業、物品賃貸業	13.5 (8.5)	3 (2)	0 (0)	3 (4)	1 (1)	9.5 (8.5)		2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	23.5 (20.0)	4 (4)	2 (2)	11 (8)	2 (1)	22.0 (18.5)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (1)	3 (1)	1.5 (1.5)	
宿泊業、飲食サービス業	129.5 (122.5)	12 (13)	11 (11)	19 (17)	17 (15)	82.5 (61.5)		16 (15)	6 (6)	10 (10)	13 (10)	54.5 (51.0)		11 (7)	3 (6)	12.5 (10.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	110.0 (120.0)	18 (15)	6 (5)	33 (32)	8 (6)	79.0 (70.0)		10 (19)	0 (0)	2 (6)	0 (0)	22.0 (44.0)		7 (5)	4 (2)	9.0 (6.0)	
教育・学習支援業	18.0 (16.5)	3 (3)	0 (0)	10 (9)	0 (1)	16.0 (15.5)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)	
医療、福祉	577.5 (529.0)	95 (94)	36 (30)	151 (156)	37 (25)	395.5 (386.5)		30 (19)	18 (12)	46 (36)	42 (36)	145.0 (104.0)		20 (24)	34 (29)	37.0 (38.5)	
複合サービス事業	69.0 (66.5)	13 (13)	1 (3)	35 (27)	2 (1)	63.0 (56.5)		1 (3)	2 (1)	1 (1)	0 (0)	5.0 (8.0)		1 (2)	0 (0)	1.0 (2.0)	
サービス業	126.0 (117.0)	19 (20)	8 (7)	55 (46)	17 (14)	109.5 (100.0)		1 (2)	0 (1)	3 (4)	0 (0)	5.0 (9.0)		8 (6)	7 (4)	11.5 (8.0)	

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5				F. うち新規雇用分
製造業計	企業 337 (310)	人 60,894.5 (60,553.5)	人 234 (215)	人 28 (17)	人 467 (443)	人 53 (47)	人 989.5 (913.5)	人 69.0 (43.5)	% 1.62 (1.51)	企業 173 (165)	% 51.3 (53.2)
食料品・たばこ	企業 57 (54)	人 9,637.5 (9,462.0)	人 34 (32)	人 10 (4)	人 85 (86)	人 8 (8)	人 167.0 (158.0)	人 17.5 (6.0)	% 1.73 (1.67)	企業 34 (36)	% 59.6 (66.7)
繊維・衣服	6 (4)	454.0 (331.5)	1 (-)	1 (1)	6 (1)	1 (1)	9.5 (2.5)	2.0 (0.0)	2.09 (0.75)	6 (2)	100.0 (50.0)
木材・家具	6 (4)	492.5 (394.0)	- (-)	2 (1)	5 (5)	0 (0)	7.0 (6.0)	1.0 (1.0)	1.42 (1.52)	3 (3)	50.0 (75.0)
バッグ・紙・印刷	6 (5)	766.5 (646.5)	7 (2)	- (-)	5 (1)	0 (0)	19.0 (5.0)	0.0 (0.0)	2.48 (0.77)	2 (1)	33.3 (20.0)
化学工業	33 (32)	5,357.0 (5,244.5)	10 (11)	- (-)	46 (42)	4 (3)	68.0 (65.5)	2.0 (3.5)	1.27 (1.25)	16 (16)	48.5 (50.0)
窯業・土石	15 (14)	2,159.0 (2,472.0)	9 (9)	2 (-)	16 (14)	3 (3)	37.5 (33.5)	5.0 (0.0)	1.74 (1.38)	10 (7)	66.7 (50.0)
鉄鋼	4 (3)	455.5 (398.0)	1 (1)	- (-)	3 (3)	0 (0)	5.0 (5.0)	0.0 (0.0)	1.10 (1.26)	1 (2)	25.0 (66.7)
非鉄金属	10 (5)	816.5 (406.5)	2 (1)	- (-)	3 (0)	1 (1)	7.5 (2.5)	0.0 (0.0)	0.92 (0.62)	3 (1)	30.0 (20.0)
金属製品	34 (30)	3,621.0 (3,562.5)	19 (15)	- (1)	27 (24)	1 (1)	65.5 (55.5)	1.5 (2.0)	1.81 (1.56)	19 (16)	55.9 (53.3)
電気機械	41 (45)	17,189.5 (18,239.0)	92 (91)	6 (5)	116 (124)	21 (17)	316.5 (319.5)	23.5 (21.0)	1.84 (1.75)	25 (28)	61.0 (62.2)
その他機械	88 (85)	14,196.5 (13,990.0)	48 (40)	7 (5)	109 (101)	11 (11)	217.5 (191.5)	15.5 (10.0)	1.53 (1.37)	44 (43)	50.0 (50.6)
その他	37 (29)	5,749.0 (5,407.0)	11 (13)	- (-)	46 (42)	3 (2)	69.5 (69.0)	1.0 (0.0)	1.21 (1.28)	10 (10)	27.0 (34.5)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
製造業計	989.5 (913.5)	199 (193)	22 (13)	299 (289)	33 (29)	735.5 (702.5)	35 (22)	6 (4)	130 (126)	15 (14)	213.5 (181.0)	38 (28)	5 (4)	40.5 (30.0)	
食料品・たばこ	167.0 (158.0)	22 (22)	7 (3)	38 (42)	7 (7)	92.5 (92.5)	12 (10)	3 (1)	36 (36)	0 (0)	63.0 (57.0)	11 (8)	1 (1)	11.5 (8.5)	
繊維工業	9.5 (2.5)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	0 (0)	4.0 (1.0)	1 (0)	1 (1)	1 (0)	1 (1)	4.5 (1.5)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	
木材・家具	7.0 (6.0)	0 (0)	1 (0)	4 (3)	0 (0)	5.0 (3.0)	0 (0)	1 (1)	1 (2)	0 (0)	2.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
パルプ・紙・印刷	19.0 (5.0)	6 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	13.0 (5.0)	1 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	6.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
化学工業	68.0 (65.5)	9 (10)	0 (0)	33 (30)	3 (2)	52.5 (51.0)	1 (1)	0 (0)	9 (8)	1 (1)	11.5 (10.5)	4 (4)	0 (0)	4.0 (4.0)	
窯業・土石	37.5 (33.5)	8 (9)	2 (0)	10 (10)	2 (2)	29.0 (29.0)	1 (0)	0 (0)	4 (3)	1 (1)	6.5 (3.5)	2 (1)	0 (0)	2.0 (1.0)	
鉄鋼	5.0 (5.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	1 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	4.0 (4.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
非鉄金属	7.5 (2.5)	2 (1)	0 (0)	3 (0)	1 (1)	7.5 (2.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
金属製品	65.5 (55.5)	14 (13)	0 (1)	18 (14)	1 (1)	46.5 (41.5)	5 (2)	0 (0)	9 (10)	0 (0)	19.0 (14.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
電気機械	316.5 (319.5)	88 (91)	6 (5)	81 (86)	8 (5)	267.0 (276.5)	4 (0)	0 (0)	24 (28)	11 (11)	37.5 (33.5)	11 (10)	2 (1)	12.0 (10.5)	
その他機械	217.5 (191.5)	43 (37)	6 (4)	76 (74)	8 (9)	172.0 (156.5)	5 (3)	1 (1)	25 (22)	1 (0)	36.5 (29.0)	8 (5)	2 (2)	9.0 (6.0)	
その他	89.5 (89.0)	7 (8)	0 (0)	30 (27)	3 (2)	45.5 (44.0)	4 (5)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	23.0 (25.0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	

注 1 (1) ②の表と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	530 (100.0%)	344 (64.9%)	111 (20.9%)	34 (6.4%)	22 (4.2%)	16 (3.0%)	3 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	307 (57.9%)
50～100人未満	246 (100.0%)	246 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	239 (97.2%)
100～300人未満	213 (100.0%)	89 (41.8%)	93 (43.7%)	21 (9.9%)	9 (4.2%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	67 (31.5%)
300～500人未満	46 (100.0%)	6 (13.0%)	15 (32.6%)	9 (19.6%)	8 (17.4%)	8 (17.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (2.2%)
500～1000人未満	18 (100.0%)	3 (16.7%)	2 (11.1%)	3 (16.7%)	3 (16.7%)	5 (27.8%)	2 (11.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	7 (100.0%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)	1 (14.3%)	2 (28.6%)	2 (28.6%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(5) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.76	0.07	42.7	△4.1	36,413	85,314
北海道	1.85	0.07	45.6	△4.5	1,425	3,124
青森	1.78	0.08	46.3	△1.2	385	831
岩手	1.87	0.08	49.6	△2.6	447	902
宮城	1.71	0.08	43.0	△3.4	576	1,339
秋田	1.67	0.11	51.1	△0.2	339	664
山形	1.79	0.15	50.3	△2.1	421	837
福島	1.69	0.05	46.6	△1.8	565	1,213
茨城	1.66	0.07	47.4	△4.0	641	1,351
栃木	1.68	0.09	46.2	△3.3	485	1,049
群馬	1.73	0.14	48.1	0.3	609	1,267
埼玉	1.71	0.09	39.9	△4.0	1,077	2,702
千葉	1.71	0.08	44.3	△4.6	898	2,026
東京	1.72	0.06	28.4	△5.3	5,008	17,626
神奈川	1.68	0.05	40.0	△5.1	1,631	4,077
新潟	1.65	0.06	44.7	△2.9	734	1,643
富山	1.80	0.09	54.3	△3.0	509	937
石川	1.69	0.12	48.4	△4.2	441	912
福井	2.27	0.00	51.3	△4.3	326	636
山梨	1.70	0.01	46.3	△6.4	238	514
長野	1.88	0.05	53.5	△7.4	787	1,472
岐阜	1.74	0.04	49.0	△3.9	648	1,322
静岡	1.72	0.07	46.0	△2.9	1,187	2,580
愛知	1.68	0.07	40.6	△3.2	2,171	5,350
三重	1.60	0.03	46.4	△3.8	459	989
滋賀	1.81	0.03	51.8	△2.9	381	735
京都	1.93	0.13	46.9	△2.8	745	1,588
大阪	1.76	0.07	40.7	△4.2	2,822	6,942
兵庫	1.84	0.05	47.4	△6.6	1,426	3,011
奈良	2.22	0.07	55.8	△3.5	277	496
和歌山	2.03	0.14	57.2	△3.4	309	540
鳥取	1.77	△0.03	53.6	△3.0	211	394
島根	1.89	0.01	57.2	△5.1	297	519
岡山	1.93	0.11	47.9	△1.9	623	1,301
広島	1.84	0.06	44.2	△4.3	887	2,007
山口	2.33	0.05	49.6	△6.8	426	859
徳島	1.78	0.10	53.3	△4.5	215	403
香川	1.86	0.11	59.2	△0.8	449	759
愛媛	1.73	0.02	43.9	△6.9	390	889
高知	1.94	△0.04	54.4	△2.0	264	485
福岡	1.76	0.07	45.6	△4.3	1,459	3,202
佐賀	2.17	0.04	63.6	△5.8	335	527
長崎	2.10	0.02	53.9	△3.1	491	911
熊本	2.08	0.11	51.5	△2.9	573	1,112
大分	2.15	0.05	55.0	△3.7	388	705
宮崎	2.04	0.08	59.3	△5.9	415	700
鹿児島	2.02	0.10	56.2	△3.5	591	1,051
沖縄	2.12	0.17	53.0	△4.7	432	815

2 三重県の地方公共団体等における障害者の在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.3%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
県の機関	4 (3)	5,593.0 (5,565.5)	44 (40)	0 (0)	53 (48)	1 (0)	141.5 (128.0)	5.5 (5.0)	2.53 (2.30)	4 (3)	100.0 (100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
県の機関	141.5 (128.0)	44 (40)	0 (0)	48 (44)	0 (0)	136.0 (124.0)	5.0 (4.0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (0)	2.5 (2.0)	0.5 (1.0)	3 (2)	0.0 (0.0)	3.0 (2.0)	0.0 (0.0)

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成24年6月1日現在の数値である(D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ)。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成24年6月2日から平成25年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成24年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町の機関 (法定雇用率2.3%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
市町村の機関	機関 43 (43)	人 16,173.0 (16,317.5)	人 94 (88)	人 1 (1)	人 167 (157)	人 7 (3)	人 359.5 (335.5)	人 30.5 (22.0)	% 2.22 (2.06)	機関 30 (32)	% 69.8 (74.4)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
市町村の機関	人 359.5 (335.5)	人 93 (87)	人 1 (1)	人 149 (140)	人 7 (3)	人 339.5 (316.5)	人 27.5 (21.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 13 (11)	人 0 (0)	人 15.0 (13.0)	人 2.0 (0.0)	人 5 (6)	人 0 (0)	人 5.0 (6.0)	人 1.0 (1.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 県教育委員会の状況 (法定雇用率2.2%)

① 概況

区分	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	② 障害者の数					F. うち新規雇 用分	③ 実雇用率 E÷②× 100
		A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重 度の知的障 害者である 短時間勤務 職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者並び に精神障害 者である短 時間勤務職 員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5		
県教育委員会	10,897.0 (11,012.5)	57 (62)	5 (2)	102 (85)	9 (5)	225.5 (213.5)	20.5 (15.0)	2.07 (1.94)

注 2(1)①の表と同じ